

留意事項

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)、事業報告書(別紙1)、結果報告明細書(別紙2)を毎月10日までに前月分を提出してください。
- (2) 補助金の交付の請求は、春日部市障害児(者)生活サポート事業補助金交付請求書(様式第3号)を提出してください。
- (3) 実績報告は、春日部市障害児(者)生活サポート事業補助金実績報告書(様式第4号)を、補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月30日まで提出してください。
- (4) サービス内容は、障害者総合支援法における法定サービス事業(居宅介護、行動支援等)や地域生活支援事業の対象となる利用については、これらのサービスが優先となります。ただし、障害支援区分の認定前など、事情により利用ができない理由がある場合は、一時的に利用は可能です。
- (5) このサービスは在宅の障がい者が対象者であり、施設入所者はこの事業の対象外ですが、一時帰省に伴う外出援助サービスおよび送迎サービスについてはこの限りではありません。
- (6) グループホームおよび生活ホーム入居者につきましては、基本的に在宅の方と同様のサービスを利用できますが、グループホームへの派遣による介護は原則認められません。
- (7) 通所施設の利用者につきましては、一時的な施設への送迎及び在宅時のサービス利用が対象となります。なお、施設への送迎については、通所施設が行っていないまたは行っているが送迎の対象でない場合等は対象となり、中長期・定期的な送迎サービスは認められません。また、障害福祉サービスの報酬に送迎加算を含めている事業所は送迎サービスの対象とはなりません。
- (8) 介護保険の給付対象となるサービスについては、介護保険が優先となります。
- (9) サービス提供時間について、1日に2回以上提供する場合は原則として次のサービスの提供まで2時間以上の間隔を空けなければ1回とみなすこととします。
- (10) サービス提供中の事故については、団体が責任を負うことになります。また、事業所として利用者に適切な対応、説明等を実施してください。